

【投信調査室コラム】

日本版ISAの道 その37

日本版ジュニア ISA(子ども版NISA)の道、  
日本版 529 プランの道

～英国のジュニア ISA とチャイルド・トラスト・ファンドの歴史、  
米国の 529 プランの歴史、そして米国の 529 プランファンドの今～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

英国の「子ども版ISA/ジュニア ISA」を参考に日本でも「子ども版NISA」の創設案浮上




2013年 11月 22日(金)付日経電子版に「NISAに「子供版」構想 2200万人マネー発掘へー政府・金融界、具体論でズレも」と言う見出しの記事が出た。冒頭部分を下記に引用する(\*本文をぜひ参照のこと～URLは後述[参考ホームページ])。

「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる起爆剤として期待される少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)。2014年1月の開始に向けて、証券会社への申請件数が280万人を超える(10月末時点)など滑り出しは順調だ。ただ今回の制度の対象者は20歳以上の大人。金融業界や政府内では、**来年以降の税制改正論議をにらみ、水面下で「子ども版NISA」を創設する案が浮上している。…(略)…。制度の母国である英国では、すでに子ども版ISAがある。対象は18歳未満の子供で、親や親族が資金を拠出する。年間上限は約3700ポンド(60万円前後)で、運用益が非課税になる。対象は株や債券などで、証券会社や銀行などで口座を開設できる。原則として子どもが18歳以上になるまで引き出せない。**日本で浮上しているのは、20歳未満を対象にした子ども版NISA。総務省によると、**日本では0～19歳の人約2200万人と全人口の2割弱を占める。仮にその半分の口座に200万円が株や投資信託に投資されたとすれば、20兆円超が市場に流入することになる。**(下線筆者)。

少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)の母国である英国では、従来のISA/Individual Savings Account(個人貯蓄口座)以外に「子ども版ISA」、「ジュニアISA/Junior Individual Savings Accounts(子供のための個人貯蓄口座)」がある。

日英の少額投資非課税制度/個人貯蓄口座

2013年11月27日現在

項目	 日本 日本のNISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	 英国 英国のISA(アダルト/レギュラーISA) /Individual Savings Accounts (個人貯蓄口座)	 英国 英国のジュニアISA /Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	株式型…18歳以上の居住者等、預金型…16歳以上の居住者等 *18歳未満にはジュニアISAがあり、18歳になると自動的にこの(アダルト/レギュラー)ISAに	株式型・預金型…18歳未満の居住者の子どもが名義者であり拠出はその名義者の両親や祖父母等 *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、16歳以上～18歳未満はアダルトISA預金型とジュニアISA預金型の両口座開設可 *ジュニアISAのチャイルド・トラスト・ファンド/Child Trust Fund savings account/CTF(2002年9月1日～2011年1月2日生まれ)非開設者(チャイルド・トラスト・ファンドからジュニアISAへの移管不可)
非課税対象	上場株式等・公募株式投資の配当・譲渡益 *預金は非対象だが2016年1月1日から公社債(投信も対象となる可能性(金融庁要望))	株式型…株式・投信・残存5年以上の債券・預金型…預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がり率が5%以下のもの	株式型…株式・投信・残存5年以上の債券・預金型…預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がり率が5%以下のもの
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能) *累積非課税投資額上限500万円	11520英ポンド(約190万円)を上限(預金型については年5760英ポンドを上限) *2013年4月6日～2014年4月5日、累積非課税投資額上限無し	3720英ポンド(約62万円)を上限(預金型についても年3720英ポンドを上限) ある年に預金型を1000英ポンド拠出すると株式型はその年に2720英ポンドまで *2013年4月6日～2014年4月5日、累積非課税投資額上限無し
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)	恒久化 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化	恒久化 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化
非課税期間	投資した年から最長5年間	無制限	無制限
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可) *未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可) *ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない	アダルト/レギュラーISAになる18歳になるまで引き出し不可(16歳になるまで管理は両親や祖父母等)
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座	株式型と預金型に各一人一口座(株式型と預金型は別の金融機関で可) *翌年以降変更可	アダルト/レギュラーISAの金融機関に限定されており、さらに同時期には一つの金融機関でしか開設出来ない
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	1987年の個人持株制度(PEPs)と1991年の免税特別貯蓄口座(TESSAs)を前身に1999年(4月6日)から株式型と預金型と保険型が始まった *保険型は2005年に株式型へ統合	2011年11月1日から開始 *最初の課税年度(アダルト/レギュラーISAでは2011年4月6日～2012年4月5日)はジュニアISAでは2011年11月1日～2012年4月5日
加入者数	まだ導入されていないが、申請は2013年10月1日だけで357万5738件(2013年10月8日の国税庁発表)。	ISA(アダルト/レギュラーISA)の株式型には292.4万口座(18歳以上の人口4912万人の6.0%) / 165億英ポンド(約2兆5000億円)、預金型には1168.2万口座(16歳以上の人口5065万人の23.1%) / 409億英ポンド(約6兆1000億円) が加入、2013年4月5日現在、残高は株式型が2222億英ポンド(約33兆2000億円)、預金型が2206億英ポンド(約33兆)となった	2012～2013年度(2012年4月6日～2013年4月5日)で、ジュニアISAの株式型には9.2万口座(18歳未満の人口1314万人の0.7%) / 9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18歳未満の人口1314万人の1.5%) / 2億9300万英ポンド(約440億円) が加入、2013年4月5日現在、残高は5億5700万英ポンド(約832億円)となった(残高は株式型と預金型の内訳なし)

(出所: 日本の金融庁、英国政府、英国歳入税関庁より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

前頁の記事は、英国の「子ども版ISA/ジュニアISA」を参考に、日本で「子ども版NISA」を創設する案が浮上している、という話である。ただ、この話は、現在、NISA(日本版ISA)の次として検討されている非課税の積み立て型私的年金制度「日本版IRA」とともに、「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」で「個人奨学金口座」や「日本版チャイルド・トラスト・ファンド(意味は後述)」として取り上げられているものでもある(URLは後述[参考ホームページ])。また、当コラムでも2013年2月22日付日本版ISAの道 その4「『日本版ISAの道』は、近い将来『日本版529と日本版ジュニアISAの道』につながり、さらに拡大していく可能性を持つ。」で取り上げたものでもある(URLは後述[参考ホームページ])。ただ、この案がより現実化しているようにも思われることから、今回改めて新たな情報を加えながら取り上げることにする。

## 英国の「チャイルド・トラスト・ファンド」と「子ども版ISA/ジュニアISA」

英国では従来のISA以外に「子ども版ISA/ジュニアISA」があることは先述の通りだが、さらに、英国では「子ども版ISA/ジュニアISA」以外に子供のための口座「チャイルド・トラスト・ファンド」(Child Trust Fund savings account/CTF)がある。2005年4月に導入された制度で、2002年9月1日～2011年1月2日生まれの英国居住者(子供)に適用された制度だ。開設時(生後1年以内つまり0歳)と7歳時に英国政府から250英ポンド(3万円台)のバウチャー(金券)が交付されるので、それを使い口座を開設するが、別途、年1200英ポンドまで現金拠出が出来、それを株式や債券、投資信託、預金、生命保険等に投資するというものである(配当や利子、キャピタルゲインは非課税となるもので、上限はその後「子ども版ISA/ジュニアISA」と同額になる)。

だが、財政上の問題もあり、この「チャイルド・トラスト・ファンド」は2011年1月に新規口座開設は廃止され(既存口座は維持されるものの給付は停止され)、後継制度として(給付金を無くした)税制優遇制度「子ども版ISA/ジュニアISA」が創設された(\*当初の上限は株式型と預金型で各々年3600英ポンド)。前頁のテーブルに示した通り、ジュニアISAは、従来のISA(アダルト/レギュラーISA)に比べて、①制度を利用可能な者、②非課税投資額、③途中売却、④口座開設数がかなり違っている。特に口座開設について、「子ども版ISA/ジュニアISA」は従来のISA(アダルト/レギュラーISA)の金融機関に限定されていて、さらに同時期に一つの金融機関でしか開設出来ないことは覚えておきたい。

「子ども版ISA/ジュニアISA」は、従来のISA(アダルト/レギュラーISA)と比較して、歴史が浅いこと、子供だけを対象としていること、さらに「チャイルド・トラスト・ファンド」開設者を除いていること、非課税投資額上限が従来のISA(アダルト/レギュラーISA)の3分の1程度であることから、規模は小さい。具体的な数字で見ると、2012-2013年度(2012年4月6日～2013年4月5日)で、「子ども版ISA/ジュニアISA」の株式型には9.2万口座(18歳未満の人口1314万人の0.7%)/9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18歳未満の人口1314万人の1.5%)/2億9300万英ポンド(約440億円)が加入、2013年4月5日現在、残高は5億5700万英ポンド(約832億円)となっている(残高は株式型と預金型の内訳なし)。ちなみに、従来のISA(アダルト/レギュラーISA)の株式型には292.4万口座(18歳以上の人口4912万人の6.0%)/165億英ポンド(約2兆5000億円)、預金型には1168.2万口座(16歳以上の人口5065万人の23.1%)/409億英ポンド(約6兆1000億円)が加入、2013年4月5日現在、残高は株式型が2222億英ポンド(約33兆2000億円)、預金型が2206億英ポンド(約33兆円)となっている(\*英国歳入関税庁より～URLは後述[参考ホームページ])。



## 英国の「チャイルド・トラスト・ファンド」よりも歴史のある米国の「529プラン(ファンド)」

英国の「子ども版ISA/ジュニアISA」の規模は歴史が浅いなどの理由で規模は小さく、「チャイルド・トラスト・ファンド」は歴史こそ幾らかあるが、給付金の存在など、日本で創設が検討されている「子ども版NISA」の参考にはなりくそうである。そこで、英国の「チャイルド・トラスト・ファンド」より歴史及びデータのある米国の「529プラン(教育資金積立制度)」を見る。米国で教育資金について、5年分の贈与税基礎控除枠(年110万円の受取り)の前倒し利用に加え、運用益非課税となる制度である。「529プラン」は内国歳入法「529」条により、1996年に運用時非課税・給付時課税の課税繰り延べで導入され、2001年6月に運用益が連邦税完全非課税となった制度である。5年分の贈与税基礎控除枠(年1.1万ドルの受取り)の前倒し利用も可能となっているほか、州税が所得

控除の対象となる場合も多い。両親や祖父母等が教育資金の為に作る口座で、一括でも積立でもよく、その上限は1人運用益込みで20万ドル以上と言う州が多い様である。「授業料前払い(プリペイド)型」と「大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型」の2種類があって、前者は授業料を確定する公的性格が強く、後者が投信も可能な個人口座となる。後者の大学教育資金貯蓄型は、導入当初こそ少なかったが、現在は圧倒的に多くなっている(米投信協会/ICI データより)。

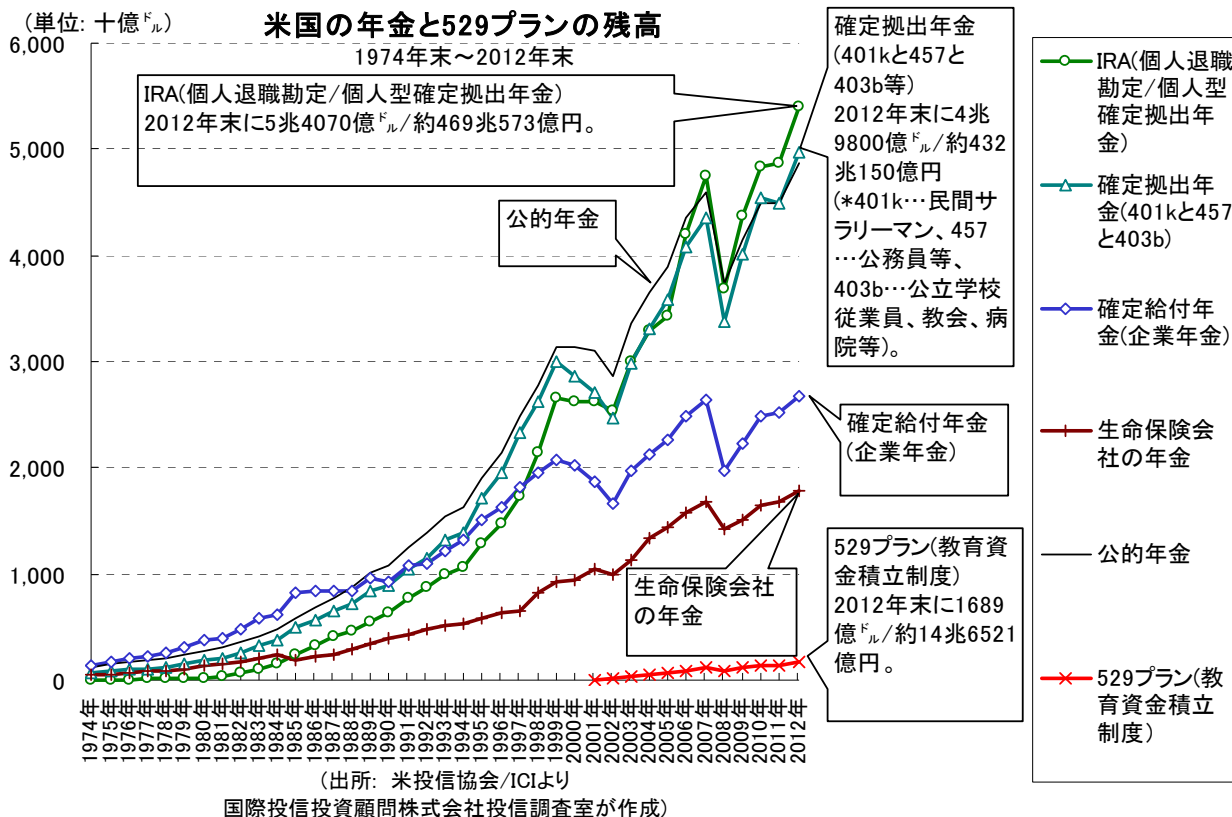
英米の個人貯蓄口座/教育資金積立制度

2013年11月27日現在

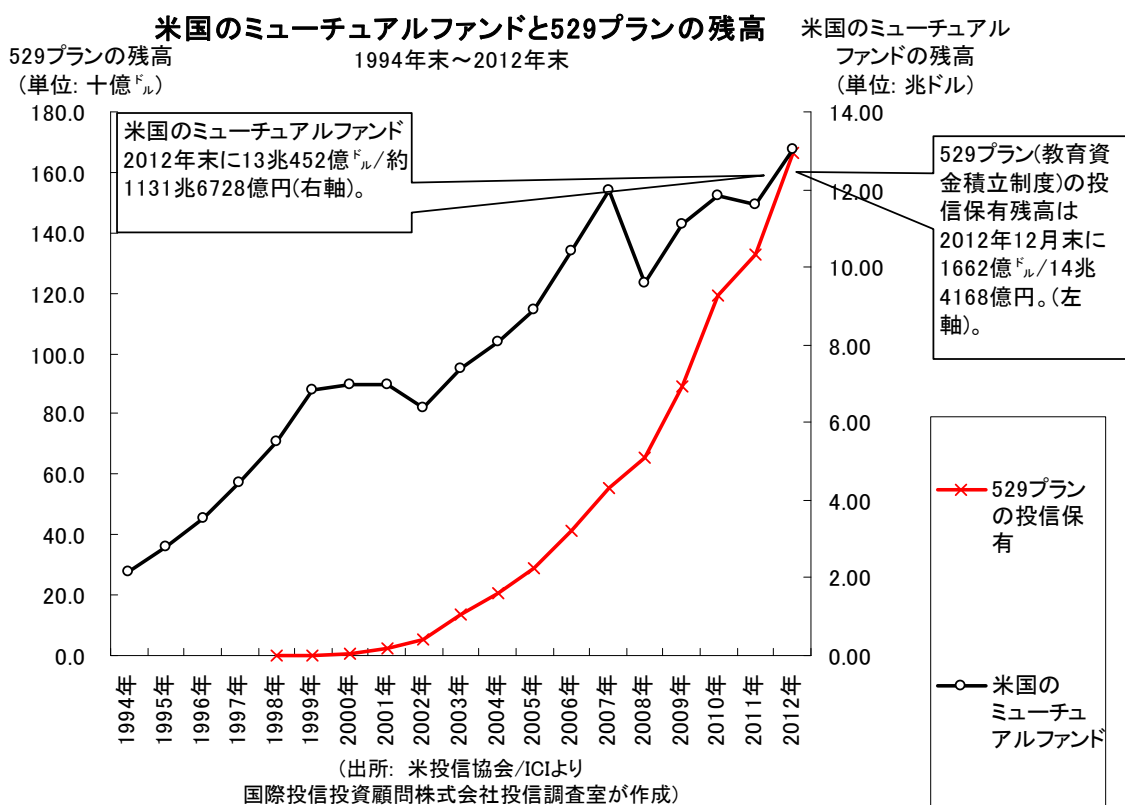
項目	 英国のジュニアISA / Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)	 米国の529プラン (教育資金積立制度) *大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型
制度を利用可能な者	株式型・預金型…18歳未満の居住者の子どもが名義者であり 拠出はその名義者の両親や祖父母等  *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、16歳以上～ 18歳未満はアダルトISA預金型とジュニアISA預金型の両口座開 設可  *ジュニアISAのチャイルド・トラスト・ファンド/Child Trust Fund savings account/CTF(2002年9月1日～2011年1月2日生まれ) 非開設者(チャイルド・トラスト・ファンドからジュニアISAへの移管 不可)	米国民または居住者(所得・年齢制限なし)。誰でも加入す ることができ、受益者も1口座につき1人となるが誰でもよく、親 戚、友人、自分自身としても可。居住していない州の提供する 529プランの利用も可。ただし、資金の用途は、将来の高等教 育費の支払いに限る。
非課税対象	株式型…株式・投信・残存5年以上の債券、預金型…預金・MMF 等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がりが5%以下のもの	投信(含むMMF)など。
非課税投資額	3720英ポンド(約62万円)を上限(預金型についても年3720英ポ ンドを上限)ある年に預金型を1000英ポンド拠出すると株式型 はその年に2720英ポンドまで *2013年4月6日～2014年4月5 日、累積非課税投資額上限無し	実質上限なし。州ごとに1受益者/上限20万ドル超程度ではある が、複数の州で開設できる為。
投資可能期間	恒久化 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化	恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化
非課税期間	無制限	無制限
途中売却	アダルト/レギュラーISAになる18歳になるまで引き出し不可(16 歳になるまで管理は両親や祖父母等)	スイッチングは年1回可能。
損益通算	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	
口座開設数	アダルト/レギュラーISAの金融機関に限定されており、さらに同 時期には一つの金融機関でしか開設出来ない	プラン数に上限なし(別の州でも開設可)
導入時期	2011年11月1日から開始 *最初の課税年度(アダルト/レギュ ラーISAでは2011年4月6日～2012年4月5日)はジュニアISAでは 2011年11月1日～2012年4月5日	1996年
加入者数	2012-2013年度(2012年4月6日～2013年4月5日)で、ジュニア ISAの株式型には9.2万口座(18歳未満の人口1314万人の 0.7%)/9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18 歳未満の人口1314万人の1.5%)/2億9300万英ポンド(約440億 円)が加入、2013年4月5日現在、残高は5億5700万英ポンド(約 832億円)となった(残高は株式型と預金型の内訳なし)	2013年6月末時点で、貯蓄型1020万口座、前払い型120万口 座。

(出所: 英国歳入税関庁、米国・内国歳入庁/IRSより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の「529プラン」の残高は2012年末に1689億ドル/約14兆6521億円である。「529プラン」よりかなり歴史のある確定拠出年金等と比べると規模は小さいが伸びていることはわかる。



米国の「529プラン」の投信保有残高は2012年12月末に1662億ドル/14兆4168億円である。「529プラン」の残高と連動する形で(ほぼ同じ様な額で)伸びていることがわかる。



## 米国の「529プラン(ファンド)」においてはアドバイザーが重要

ここで米国の「529プラン」の残高上位10と運営管理業者別残高上位10を見ておくと、興味深いことがわかる。それは、キャピタルグループ(アメリカンファンズ/American Funds というブランド名で投信を運用している会社)が提供する529プラン「CollegeAmerica」が圧倒的な残高ということである。現在、米投信において圧倒的な規模を持つのは、2013年10月末の純資産が2兆1830億ドル(約215兆円)あるバンガードグループである。一方で、キャピタルグループは同1兆690億ドル(約105兆円)と、同1兆1210億ドル(約110兆円)で2位のフィデリティの後塵を拝して3位である。それが529プランでは、バンガードグループを含むUpromise Investments, Inc.を圧倒していることである(\*Upromise Investments, Inc.の外部委託先として、その他、J.P. Morgan Investment Management Inc.やState Street Global Advisors、BlackRock Institutional Trust Company NAなどがある)。

米国の529プランの残高上位20

2013年10月31日

529プランの名前(Name) *プラン名の後に(Direct)もしくは(Advisor)とあるのは、加入方法が直販もしくは仲介業者と言う事。	529プランを設立した州政府(Issuing State)	運営管理業者(Program Manager) *複数の場合もあり。	州政府機関(Trustee)	529プランを設立した日	純資産(百万ドル)	残高(百万円)
1 CollegeAmerica	バージニア	American Funds	バージニア・カレッジ・セービング・プラン取締役会	2002年2月15日	42,594	4,189,529
2 New York's 529 Program (Direct)	ニューヨーク	Upromise Investments, Inc.	ニューヨーク州会計検査官	2003年11月14日	13,798	1,357,145
3 The Vanguard 529 College Savings Plan	ネバダ	Upromise Investments, Inc.	ネバダ州カレッジ・セービング・プラン取締役会	2002年12月10日	8,951	880,428
4 UNIQUE College Investing Plan	ニューハンプシャー	Fidelity Investments	ニューハンプシャー州会計係	1998年7月1日	8,781	863,686
5 CollegeBoundfund	ロードアイランド	AllianceBernstein LP	ロードアイランド州高等教育支援局	2000年10月26日	7,482	735,920
6 NextGen College Investing Plan Select	メイン	Merrill Lynch Pierce Fenner & Smith	Finance Authority of Maine	1999年8月5日	7,228	710,992
7 Utah Educational Savings Plan	ユタ	Utah Educational Savings Plan	Utah Educational Savings Plan	1996年10月1日	6,382	627,763
8 ScholarShare College Savings Plan	カリフォルニア	TIAA Tuition Financing, Inc.	ScholarShare Investment Board	1999年10月1日	5,420	533,087
9 U.Fund College Investing Plan	マサチューセッツ	Fidelity Investments	MA Educational Financing Authority	1999年2月19日	4,399	432,706
10 BlackRock CollegeAdvantage 529 Plan	オハイオ	BlackRock Advisors LLC	Ohio Tuition Trust Authority	2009年9月29日	4,364	429,201
11 Fidelity Advisor 529 Plan	ニューハンプシャー	Fidelity Investments	ニューハンプシャー州会計係	2001年7月25日	4,020	395,370
12 John Hancock Freedom 529	アラスカ	T. Rowe Price Associates, Inc.	University of Alaska	2001年7月1日	3,814	375,149
13 Michigan Education Savings Program	ミシガン	TIAA Tuition Financing, Inc.	State Treasurer of Michigan	2000年11月27日	3,587	352,783
14 Maryland College Investment Plan	メリーランド	T. Rowe Price Associates, Inc.	College Savings Plans of Maryland Board	2001年12月10日	3,472	341,547
15 Scholars Choice College Savings Program	コロラド	Legg Mason Global Asset Allocation, LLC	CollegeInvestServices	1999年5月1日	3,254	320,108
16 Bright Start College Savings (Direct)	イリノイ	OFI Private Investments Inc	Illinois State Treasurer	2000年3月27日	2,864	281,690
17 New York's 529 Program (Advisor-Guided)	ニューヨーク	Upromise Investments, Inc.	ニューヨーク州会計検査官	2012年5月4日	2,828	278,120
18 Franklin Templeton 529 Coll Savings Plan	ニュージャージー	Franklin Templeton Distributors Inc	NJ Higher Education Assistance Authority	2003年3月17日	2,757	271,214
19 Virginia529 inVEST	バージニア	Virginia College Savings Plan	バージニア・カレッジ・セービング・プラン取締役会	2000年1月1日	2,483	244,257
20 Schwab 529 College Savings Plan	カンザス	American Century Inv Mgt, Inc.	State of Kansas	2003年9月2日	2,156	212,066
計 85プラン *純資産は合計。					190,600	18,747,367

(出所: ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の529プランの運営管理業者別残高上位20

2013年10月31日

運営管理業者(Program Manager)名	プラン数	残高(百万円)	1本当たり残高(百万円)	備考
1 American Funds	1	4,189,529	4,189,529	米純資産3位のキャピタル・グループ
2 Upromise Investments, Inc.	15	3,553,715	236,914	外部委託先最大の投資顧問がバンガード・グループ
3 TIAA Tuition Financing, Inc.	14	1,905,025	136,073	TIAA-CREF(全米大学教職員退職年金基金)
4 Fidelity Investments	5	1,774,314	354,863	米純資産2位のフィデリティ
5 T. Rowe Price Associates, Inc.	4	921,295	230,324	上場資産運用会社のT.ロウ・プライス・グループ
6 AllianceBernstein LP	2	754,874	377,437	上場資産運用会社のAllianceBernstein Holding LP
7 Merrill Lynch Pierce Fenner & Smith	2	724,163	362,081	
8 OFI Private Investments Inc	6	713,121	118,853	
9 Utah Educational Savings Plan	1	627,763	627,763	
10 BlackRock Advisors LLC	1	429,201	429,201	世界最大の資産運用会社(*iSharesと合算する)
11 American Century Inv Mgt, Inc.	3	400,769	133,590	
12 Franklin Templeton Distributors Inc	2	354,869	177,435	
13 First National Bank Of Omaha	4	323,229	80,807	
14 Legg Mason Global Asset Allocation, LLC	1	320,108	320,108	
15 Union Bank & Trust Company (Lincoln, NE)	3	246,065	82,022	
16 Virginia College Savings Plan	1	244,257	244,257	
17 Hartford Life Insurance Company	4	219,007	54,752	
18 Ohio Tuition Trust Authority	1	204,932	204,932	
19 Columbia Management Inv Distri, Inc.	2	185,329	92,665	
20 Pennsylvania Treasury Department	1	142,136	142,136	
全32社の合計	85	18,747,367	220,557	

(出所: ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の「529 プラン」はアドバイザー経由(\*申込手数料や後払い手数料あり)と直販があって、ほぼ「半々」となっている。だが、「529 プラン」最大手のキャピタルグループはバンガードやフィデリティと違って直販をせず、純資産の8割をアドバイザー経由の間接販売(公開販売)で提供している会社である(残り2割は機関投資家向け販売)。間接販売(公開販売)、つまり、投信を販売する金融機関などのアドバイザーへの支援体制に強みを持つ会社ということでもある。つまり、529 プランにおいて、米純資産3位のキャピタルグループを圧倒的1位にした理由として考えられるのは、529 プランにおいてはアドバイザーが重要であるということである。今後、日本で「子ども版 NISA」を創設することとなった場合、金融機関や投信会社がどのような体制でそれに望めばよいか、米国の例は良い示唆を与えてくれている。

[参考ホームページ]

2013年11月22日(金)付日経電子版「NISAに「子供版」構想 2200万人マネー発掘へー政府・金融界、具体論でズレも」…「[http://www.nikkei.com/markets/features/26.aspx?g=DGXNASFL220C0\\_22112013000000](http://www.nikkei.com/markets/features/26.aspx?g=DGXNASFL220C0_22112013000000)」、2012年6月の日本証券業協会「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」報告書…「<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/syokenzeisei/>」、2013年11月25日付日本版ISAの道 その36「米英で個人マネー(家計金融資産)残高過去最大に寄与した米国IRAと英国ISA！日本でも期待されるNISA(日本版ISA)と日本版IRAの寄与による日本の個人マネー過去最大！！」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131125.pdf>」、2013年2月22日付日本版ISAの道 その4『日本版ISAの道』は、近い将来『日本版529と日本版ジュニアISAの道』につながり、さらに拡大していく可能性を持つ。『家計からの成長マネーの供給拡大』が達成されていくことを強く期待する。…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130222.pdf>」、英国歳入関税庁/HM Revenue & Customs/HMRCの「Individual Savings Account(ISAs)」にある「<http://www.hmrc.gov.uk/isa/index.htm>」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。